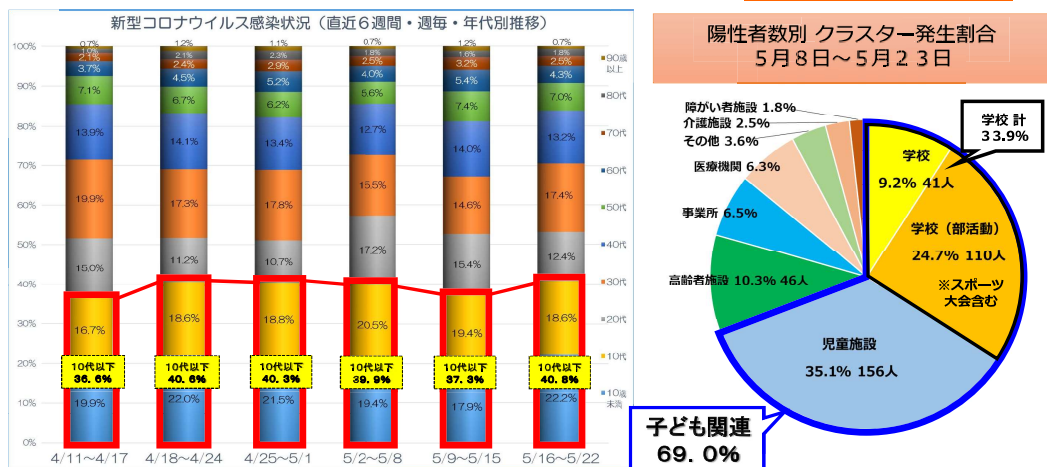
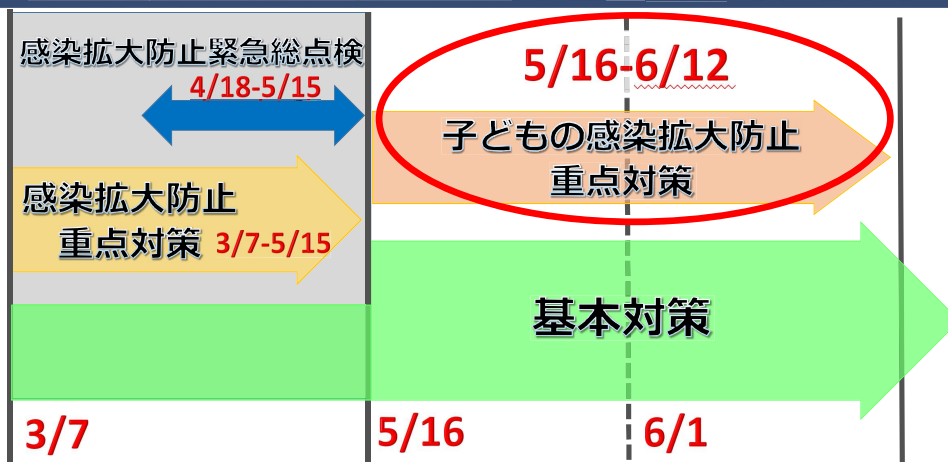


子どもの感染割合が高い状態が続いています



21

引き続き、感染拡大防止対策が必要です 子どもの感染拡大防止重点対策 を続けていきます



22

子どもの感染拡大防止重点対策

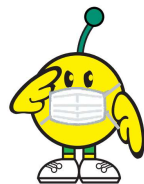
令和4年5月16日（月）～6月12日（日）

1 保護者の皆さまへ（共通）

ご家庭での感染対策、症状がある時の行動等について

2 施設の設置・管理者の皆さまへ（共通）

基本的な感染対策、各場面での対策徹底等について



- ① 幼稚園・保育所・認定こども園等の設置・管理者様へ
- ② 小学校・放課後児童クラブの設置・管理者様へ
- ③ 中学校・高等学校の生徒及び設置・管理者様へ

23

ポイント1

保護者の皆さまへ（共通）



- ・ご家庭では、**検温を始め、体調を確認し、喉の痛みなど少しでも症状があるときは登校・登園は控えてください。**
- ・同居するご家族に**感染者が確認された場合は、所属する学校や関係する施設に速やかに連絡し、登校を控える**などの検討を。

ポイント2

施設の設置・管理者の皆さまへ（共通）



- ・常に、**換気をしっかり**行いましょう。
- ・手洗い、手指や多くの人がかかる部分（机、ドアノブ等）の消毒など**基本的な感染防止対策を徹底**してください。
- ・子どもや職員の**体調管理を徹底し、体調不良時は帰宅**させましょう。

24

ポイント2-①

幼稚園・保育所・認定こども園等の設置・管理者様へ

- ・発育状況や活動状況等に応じて マスク着用の有無を適切に判断しましょう。
- ・複数のクラスが合同で行う活動は、中止、延期や縮小するなど方法を検討しましょう。
《感染事例》 合同保育による感染拡大
- ・飲食を伴う場面では、机を向かい合わせにしないことや、会話を控えるなど、飛沫防止対策を講じてください。



ポイント2-②

小学校・放課後児童クラブの設置・管理者様へ

- ・会話時のマスク着用を徹底させてください。また、正しいマスクの着用を指導しましょう。
《感染事例》 放課後児童クラブへの移動中のマスク非着用クラブ内での密接した活動
- ・学校等における密集や近距離での活動等は避け、時間や場所を分散してください。
- ・小学校と放課後児童クラブは互いに連携し、利用可能である場合は、より広い教室や体育館等の活用を進めてください。
- ・飲食を伴う場面では、机を向かい合わせにしないことや、会話を控えるなど、飛沫防止対策を講じてください。



ポイント2-③

中学校・高等学校の生徒及び設置・管理者様へ

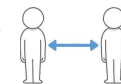
- ・活動中の身体的距離を確保し、換気及び衛生管理や、部室使用時の人数管理などを徹底し感染リスクを下げましょう。
《感染事例》 十分な距離を取らず、マスクを外した状態で練習した屋内部活動
- ・換気の悪い場所での食事はより対策を徹底し、話をする際はマスクを着用しましょう。
《感染事例》 学校外での複数の友人との外食
- ・学校内での活動だけでなく、大会や練習試合等でも感染対策を徹底しましょう。



大会・コンクール等の参加・開催にあたって

参加者
指導者

- ・検温を行い、喉の痛み等の症状が少しでもあれば休みましょう
- ・会話時のマスク着用の徹底と正しいマスク着用の指導を
- ・活動中の身体的距離を確保しましょう



運営者

- ・換気及び衛生管理を徹底しましょう
- ・待機場所等が密にならないように注意してください
- ・時間や場所を分散しての開催（時差・人数制限等）やゾーニングなど施設の利用方法を工夫しましょう

共通
事項

- ・更衣室等は一斉利用を避け、短時間の利用をしましょう
- ・こまめに、手洗いや用具等の消毒を行ってください
- ・応援は声を出さず、拍手で行いましょう
- ・昼食時は身体的距離を確保し、黙食をしましょう



マスク着用の考え方、就学前児の取扱いについて（抜粋）

マスク着用の考え方 基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更なし

身体的距離（2m以上）確保

屋内

- ・ **会話を行う場合、着用を推奨**
- ・ 会話をほとんど行わない場合、**着用の必要なし**

屋外

- ・ 会話の有無を問わず、**着用の必要はない**
(例) 公園での散歩など
- ・ **会話を行う場合、着用を推奨**
- ・ 会話をほとんど行わない場合、**着用の必要なし**
(例) 徒歩での通勤等、人とすれ違う場合

身体的距離の確保不可

小学校就学前の児童のマスク着用について

- ・ 2歳未満（乳幼児）はマスク着用を要めない
- ・ 2歳以上は、マスク着用を一律には求めない



出典：
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
(R4.5.23 政府 新型コロナウイルス感染症対策本部 決定)

29

県民の皆様へ 新型コロナワクチン接種に関するお願い

- ◇ 県内の新型コロナ感染者全体に占める子どもの割合が非常に高い状態になっています。
- ◇ ワクチンを接種することで、発症予防や感染予防など一定の効果が期待されています。子どもを感染症から守り、また、感染を拡大させないためにも、ワクチンの接種についてお子様と一緒にご検討ください。

12歳以上17歳以下の方も3回目接種ができます(ファイザー社ワクチン使用)

3回目接種により、オミクロン株感染に対する発症予防効果や入院予防効果が回復するとされています。

相談窓口

<厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター>

- ・ 電話番号：0120-761-770（フリーダイヤル）
- ・ 受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

<福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター>

- ・ 電話番号：0120-336-567（フリーダイヤル）
- ・ 受付時間：9時00分～20時00分（土日・祝日も実施）

<福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口>

- ・ 電話番号：0120-191-567（フリーダイヤル）
- ・ 受付時間：9時00分～20時00分（土日・祝日も実施）

5歳以上11歳以下のお子さんは、1・2回目の接種を実施しています。ご家庭で話し合うなど、接種についてご検討ください。



30